

## <報道発表資料>

.....

令和5年2月9日

### 埼玉県マンション管理適正化推進計画（案）に対する 県民コメント（意見募集）を実施します

令和2年6月に改正されたマンションの管理の適正化の推進に関する法律により、地方公共団体はマンション管理適正化推進計画を策定できるようになりました。

本県においても、県が所管する町村部の区域内に立地するマンションの管理の適正化の推進を図ることを目的として、埼玉県マンション管理適正化推進計画の策定を進めています。

計画の策定にあたり、多くの県民の皆さんの意見を反映するため、「埼玉県県民コメント制度」に基づき、下記のとおり意見を募集します。

#### 記

### 1 意見募集期間

令和5年2月10日（金）～令和5年3月9日（木）（必着）

### 2 資料の入手方法

埼玉県住宅課のホームページから入手できます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1107/library-info/20230210-2.html>

また、次の窓口で閲覧・配布を行っています。

- ・埼玉県都市整備部住宅課（第二庁舎1階）Tel 048-830-5573
- ・埼玉県県政情報センター（衛生会館1階）Tel 048-830-2543
- ・埼玉県の各地域振興センター・事務所

南 部 Tel 048-256-1110

南 西 部 Tel 048-451-1110

東 部 Tel 048-737-1110

県 央 Tel 048-777-1110

川越比企 Tel 049-244-1110

西 部 Tel 04-2993-1110

利 根 Tel 048-555-1110

北 部 Tel 048-524-1110

秩 父 Tel 0494-24-1110

東松山事務所 Tel 0493-24-1110

本庄事務所 Tel 0495-24-1110

・埼玉県建築安全センター

川 越 Tel 049-243-2102

東松山駐在 Tel 0493-22-4340

熊 谷 Tel 048-533-8776

秩父駐在 Tel 0494-22-3777

越 谷 Tel 048-964-5291

杉戸駐在 Tel 0480-34-2385

### **3 意見の提出方法**

#### (1) 記載事項

##### ア 個人の場合

住所、氏名、意見

※ 県外在住の場合は通勤・通学する市町村名を必ず記載してください。

##### イ 法人、その他の団体の場合

主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、意見

※ 住所、氏名（法人等の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）は必ず記載してください。

#### (2) 提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。電話等による口頭での意見はお受けできません。

##### ア 郵便の場合

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県都市整備部住宅課 マンション担当あて

##### イ ファクシミリの場合

FAX 048-830-4888

##### ウ 電子メールの場合

E-mail [a5550-08@pref.saitama.lg.jp](mailto:a5550-08@pref.saitama.lg.jp)

※ 郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれの場合も、件名を「埼玉県マンション管理適正化推進計画（案）への意見」としてください。

※ 意見を提出できるのは、県内に住所を有する個人、法人、団体及び県内への通勤・通学者です。

※ 意見については、資料（意見募集案内）に添付された別紙様式を御利用いただくか、任意の書面により（１）の項目を記載し御提出ください。

#### **4 意見の取扱い**

（１）提出していただいた意見を考慮して計画を策定します。

（２）いただいた意見の概要と、それに対する県の考え方などを公表します。（プライバシーに関する内容を除きます。）なお、類似の意見については、まとめて公表することがありますので、御了承ください。

（３）個々の意見に対する個別回答や提出いただいた書類等の返却はいたしませんので御了承ください。

#### **5 問い合わせ先**

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県都市整備部住宅課 マンション担当

TEL 048-830-5573（直通）

FAX 048-830-4888

E-mail a5550-08@pref.saitama.lg.jp